

お知らせ

制度・業務

子育て ひとり親家庭の医療費助成制度

母子・父子家庭、養育者(児童と同居し、監護し、生計を維持している人)に医療費の一部を助成しています。公的年金受給者のひとり親家庭も対象です。ただし、要件と所得制限があります。

以前に所得制限により助成を受けられなかった人も、前年中の所得等で見直しを行いますので新たに申請してください。

申請に必要なもの

事前相談の上、個別に必要な書類をお伝えします。

- ①健康保険証(対象者全員分)
 - ②請求者と対象児童の記載された戸籍謄本(事由の確認できるもの)
 - ③請求者、対象児童、18歳以上の同居の親族のマイナンバー
 - ④請求者の写真付の身分証明書等
- ※その他状況や必要に応じて書類等提出が必要な場合があります。

ひとり親家庭医療証の更新

11/1(日)から、医療証が更新されます。更新手続きが済んでいない人は、必ず手続きをしてください。また、受給者の健康保険証や住所氏名等に変更があった場合は別途届け出が必要です。

- ①市国民健康保険以外(社会保険など)の加入者
更新申請書を送付していますので、添付書類等を添えて届け出をしてください。
- ②市国民健康保険の加入者
更新申請書と新医療証を送付していますので、添付書類等を添えて届け出をしてください。
※要件・所得制限があります。
※所得超過による停止者も届け出をしてください。
※児童扶養手当現況届時に更新申請書を提出している場合は届け出の必要はありません。

申込・☎子育て支援課 ☎893-6406

仕事 中小企業退職金共済制度

この制度は、中小企業のための国の退職金共済制度です。掛金助成や税法上の優遇が受けられ、社外積立のため、管理も簡単です。

ぜひご利用ください。

☎(独)勤労者退職金共済機構中小企業退職金共済事業本部 ☎03-6907-1234

申請 パスポートの申請

市役所で申請・受け取りができます。

取扱内容 新規申請、切替、記載事項変更、増補(ページ数追加)、交付

対象 日本国籍で市内に住民票がある人、または市内に居住(居所申請)している人

※居所申請については、住民登録している市町村の住民票が必要です。

日時 月～金曜日(祝・休日、年末年始除く)

申請 9:00～16:30 交付 9:00～17:30

場所 市役所本館1階 パスポートコーナー

交付までの日数 約2週間

※受け取りは、申請した場所のみで、本人以外の受け取りはできません。

※府パスポートセンターでも手続きはできます。

※ダウンロード申請書も受付しています。詳細は外務省ホームページをご覧ください。

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/passport/>

☎市民課 ☎892-0121



申請 マイナンバーカード土・日曜日受付・交付

交付通知書や有効期限通知書を持ち、平日来庁できない人は、手続きにお越しくください。また、申請時来庁方式による受付も行っていますので、必要な持ち物を確認の上、ご利用ください。

日時 10/10(土)・25(日)9:00～12:00

場所 市役所本館1階 市民課

※電子証明書の有効期限が過ぎた場合は、e-Tax等の電子申請やコンビニ交付等に使いませんが、有効期限後であっても発行手続きはできます。

※必ず本人がお越しくください。

※大変混み合う状況が続いています。時間に余裕を持ってお越しくください。

※申請時来庁方式については、ホームページまたは市民課までお問い合わせください。

☎市民課 ☎892-0121

子育て 児童手当の定例払い

次回の定例払いは10/15(木)で、令和2年6～9月分を支給します。

定例払いは、すでに申請(現況届を含む)を済ませ、支給認定された人に支払います。未申請・書類不備などの人には支払いができませんので、心当たりがある場合はお問い合わせください。

児童手当に関するお願い

次に該当する場合は、必ず届け出をしてください。

▷出生等で子どもが増えたとき

(出生日の翌日から15日以内)

▷転入したとき(転入日の翌日から15日以内)

▷転出したとき

▷公務員になったとき、公務員でなくなったとき

▷子どもの監護・生計関係がなくなったとき

▷生計中心者が変更になったとき

▷その他、支給要件に該当しなくなったとき

☎子育て支援課 ☎893-6406

福祉 重度障がい者医療助成

対象 次のいずれかに該当する人

①身体障がい者手帳1・2級を持っている

②療育手帳Aを持っている

③療育手帳B1を持っており、身体障がい者手帳3～6級を持っている

④精神障がい者保健福祉手帳1級を持っている

⑤難病等の受給者証を持っており、障がい年金(または特別児童扶養手当)1級に該当する

※所得制限があります。助成開始は申請月から。

医療証の更新

11/1(日)から、医療証がうぐいす色からオレンジ色に変わります。

対象者には10月中旬に申請書を送りますので、更新手続きをお願いします。

※すでにオレンジ色の医療証を持っている人は申請不要です。

申込・☎障がい福祉課 ☎893-6400

【広告】

税・保険・年金

税 市税の納期限

市・府民税第3期分の納期限は11/2(月)です。期限までにお納めください。

☎税務室 ☎892-0121

年金 令和2年度年金生活者支援給付金

この給付金は、公的年金等の収入や所得額が一定基準額以下の年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。受け取りには請求書の提出が必要です。

対象 ①または②に該当する人

①次の要件全てを満たしている人

(A)老齢基礎年金を受給 (B)65歳以上

(C)世帯員全員が市町村民税が非課税

(D)年金収入額とその他所得額の合計が879,900円以下

②障害基礎年金・遺族基礎年金を受給し、前年の所得額が462万1,000円+扶養親族の数×38万円以下の人

手続き

①令和2年4/1時点の受給者で、令和2年度の所得等の判定後、引き続き支給要件に該当する人は手続き不要です。

②受給候補者には、10月中旬に簡易な請求書または請求書と所得と所得状況届を送ります。令和3年2/1までに手続きを完了すると、令和2年8月分から支給となります。

③年金の受給開始が令和2年4/2以降の人は、年金の請求手続きと合わせて請求してください。

※所得等の判定後、不該当者・全額改定者には各通知書が送付されます。

※日本年金機構や、厚生労働省を装った不審な電話や案内にご注意ください。

☎医療保険課 ☎892-0121

枚方年金事務所 ☎846-5011